

## ◎新潟県告示第693号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により、公有水面の埋立地の用途の変更の許可の申請が次のとおりあった。

なお、関係図書及び書面は平成24年5月15日から平成24年6月4日まで新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部並びに糸魚川市産業部商工農林水産課において縦覧に供する。

平成24年5月15日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

### 1 申請の年月日

平成24年5月7日

### 2 申請人の名称及び住所

申請人住所 新潟市中央区新光町4番地1

申請人名称 新潟県

代表者住所 新潟市中央区新光町4番地1

代表者氏名 新潟県知事 泉田 裕彦

### 3 埋立区域

#### (1) 位置

新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1250番地及び1251番地に接する国有海浜地の地先公有水面

#### (2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から123度01分38秒72.57メートル地点を円心とする半径72.57メートルの円周で①の地点と②の地点とを結ぶ北西側の円弧、②の地点から④の地点までを結んだ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位（D.L.+0.44メートル）における公有水面と既設西防波堤との境界線及び①の地点と⑤の地点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位（D.L.+0.44メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点（北緯37度02分18秒3481、東経137度49分45秒9828）から47度50分40秒586.73メートルの地点

②の地点 ①の地点から49度09分22秒40.32メートルの地点

③の地点 ②の地点から155度17分06秒15.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から65度17分06秒100.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から66度18分29秒128.80メートルの地点

#### (3) 面積

9,633.59平方メートル

### 4 埋立に関する工事の施行区域

#### (1) 位置

##### ア 全体

新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1249番地から1025番地1を経て1017番地8に至る間の土地及びこれらに接する国有海浜地の地内並びに同市大字寺島小字古屋敷1249番地から1025番地1を経て1012番地2に至る間の土地及びこれらに接する国有海浜地の地先公有水面

##### イ 1工区

新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1249番地から1025番地1を経て1026番地5に至る間の土地及びこれらに接する国有海浜地の地内並びに同市大字寺島小字古屋敷1249番地から1025番地1を経て1012番地2に至る間の土地及びこれらに接する国有海浜地の地先公有水面

##### ウ 2工区

新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1250番地から1025番地1を経て1017番地8に至る間の土地及びこれらに接する国有海浜地の地内並びに同市大字寺島小字古屋敷1250番地から1025番地1を経て1012番地2に至る間の土地及びこれらに接する国有海浜地の地先公有水面

#### (2) 区域

##### ア 全体

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とトの地点とを結んだ線により囲まれた区域

イの地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点（北緯37度02分18秒3481、東経137度49分45秒9828）から58度15分59秒493.41メートルの地点

ロの地点 イの地点から266度36分17秒190.92メートルの地点  
 ハの地点 ロの地点から356度36分17秒276.14メートルの地点  
 ニの地点 ハの地点から65度17分06秒761.23メートルの地点  
 ホの地点 ニの地点から155度17分06秒429.38メートルの地点  
 への地点 ホの地点から232度49分59秒585.90メートルの地点  
 トの地点 への地点から327度31分34秒228.13メートルの地点

イ 1工区

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とトの地点とを結んだ線により囲まれた区域

イの地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点（北緯37度02分18秒3481、東経137度49分45秒9828）から58度15分59秒493.41メートルの地点  
 ロの地点 イの地点から266度36分17秒190.92メートルの地点  
 ハの地点 ロの地点から356度36分17秒276.14メートルの地点  
 ニの地点 ハの地点から65度17分06秒761.23メートルの地点  
 チの地点 ニの地点から155度17分06秒83.63メートルの地点  
 リの地点 チの地点から219度58分03秒471.86メートルの地点  
 ヌの地点 リの地点から129度58分03秒35.00メートルの地点  
 ルの地点 ヌの地点から174度58分03秒46.67メートルの地点  
 ヲの地点 ルの地点から129度58分03秒82.00メートルの地点  
 ワの地点 ヲの地点から99度58分03秒107.74メートルの地点  
 への地点 ワの地点から232度49分59秒274.96メートルの地点  
 トの地点 への地点から327度31分34秒228.13メートルの地点

ウ 2工区

次の各地点を順次に結んだ線及びワの地点とホの地点とを結んだ線により囲まれた区域

ワの地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点（北緯37度02分18秒3481、東経137度49分45秒9828）から72度27分29秒876.73メートルの地点  
 ヲの地点 ワの地点から279度58分03秒107.74メートルの地点  
 ルの地点 ヲの地点から309度58分03秒82.00メートルの地点  
 ヌの地点 ルの地点から354度58分03秒46.67メートルの地点  
 リの地点 ヌの地点から309度58分03秒35.00メートルの地点  
 チの地点 リの地点から39度58分03秒471.86メートルの地点  
 ホの地点 チの地点から155度17分06秒345.75メートルの地点

(3) 面積

全 体 360,976.12平方メートル  
 1工区 244,727.35平方メートル  
 2工区 116,248.77平方メートル

5 埋立地の用途

(1) 変更前の用途

用 途	配 置	規 模
ふ頭用地	埋立地全体	約9,600平方メートル

(2) 変更後の用途

用 途	配 置	規 模
ふ頭用地	①埋立地の西側に位置	約8,600平方メートル
	②埋立地の東側に位置	
道路用地	埋立地の中央部にあって、ふ頭用地①とふ頭用地②との間に位置	約1,000平方メートル